www.alpajapan.org

<u>Date 2011.12.12</u> <u>No. 35 – 23</u>

発行:日本乗員組合連絡会議 • ALPA Japan LEG 委員会 〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

# IFALPA LEGAL Committee 報告

IFALPA Legal Committee Meeting が Spain Madrid に於いて 10 月 18-19 日の 2 日間開催されましたので、以下その概要を報告します。

## 【議題】

- 1) Legal Chairman による近況報告
- 2) 昨年開催委員会後の活動について
- 3) 昨年 Legal Committee 議事録確認
- 4) 各国 ALPA による近況報告
- IFALPA I Manual の見直し (IND Committee からの諮問を受けて)
- **6)** Contract Pilots について
- 7) ECA(European Cockpit Association)による報告
- 8) IFALPA Annex 8 .Appendix8-Air Unmanned Aerial System(UAS)見直し
- 9) 航空事故に関する安全情報の取り扱いに関して
- 10) ALPA Japan からの報告
- 11) 日程その他

## 【冒頭の挨拶】

会議に先立ち、IFALPA President の Don Wykoff 氏から挨拶が行われ、重要な 3 項目の話があった。1 点目はIFALPA本部の移転についてである。その IFALPA本部はUK にあるが、IATA、ICAO との会議、面会等を考えた場合 Montreal に移転を考えていると言うことである。しかしながら本件についてはこれから IFALPA 内部で議論を開始する段階であり、現時点で何か決まったものは無い。

2点目 IND/LEG Joint Committee 開催について。それぞれ個別の委員会がペーパーのやりとりでは、タイムリーな内容点検や議論が行われない欠点がある。従って事前に合同会議を開催することにより議題のスムーズな処理が行えるというものである。本議題については委員会議題として取り上げられたが、結論は得られていない。

3 点目の IFALPA 内部の役員選挙についてであるが、今回 Thai での総会では President 選挙に於いて、競争選挙が行われた。過去 IFALPA は Gentleman の集まりとして役員選出を行ってきており、必ずしも競争選挙を前提にはしていない。そこで私は IFALPA として LEG Committee がその統括に最適ではないかと考えるので委員会議論をお願いしたい、と言う話があった。

### 【議論状況】

Legal Chairman により昨年委員会から本日までの情勢について報告が行われた。報告内容は、USAにおけるFLT Time、Duty Time Limitation議論の推移、2005年にクラッシュしたATR72のCAPがPilotの操縦ミスとしてその責任を問われた件、議題にもあるUAS (Unmanned Aerial System)について。更に議題の中でも詳細な報告が行われるが、EU 域内における Easy Jet やRyan AirがPark Aviation等の人材派遣会社を経由して、契約Pilotを採用しており、問題が顕在化している。これらは法制化の必要性、組合の団結権侵害や労働条件格差さらにはSocial Security上の支払いをしていない問題等について報告された。

(次頁へ続く)



引き続いて各国 ALPA により Updates (情勢報告) が行われた。

<u>イスラエルから</u>、New Aviation Law が長年の議論の末イスラエル議会で可決され公布された旨報告があった。内容は CLOP (Criminal Liability of Pilot)、所謂パイロットの刑事責任について、事故調査の期間中に得られた関係者の証言や報告は航空の安全の促進の目的以外には公表されないし、認められないとするものである。そしてこれまで、LEG 委員長が彼らの求める議題を委員会へ提起し、適切に処理をされたことに対して謝辞が述べられた。

引き続いて ECA から Contract Pilot(契約制乗務員)について報告があった。これは先にも書いたとおり、Easy Jet や Ryan Air が人材派遣会社を経由して Pilot を採用している問題である。本件により ECA 内では彼らを排除すべきかどうかから議論がはじまり、現時点で①同一労働条件②Fix Contract(正社員)③組織化等にその議論が及んで来ている。さらに本問題を安全問題として取り扱い、ICAO 規定で押さえる為に法的整備、直接雇用を求める等が必要性であると報告された。具体的内容については IND Committee に譲りたいと思う。

ケニアからは2009年に新しい法律が施行された旨報告を受けた。

<u>USALPA</u> からは現在の Flight Time/Duty Time Limitation についての報告があった。その中身については約85%の到達である。一方経営側は必死に人と金をかけてロビー活動をしている。そこでは1.9b \$ の経費増と2,400 名もの増員が必要として、経営上の問題を上げている。

IFALPA I Manual の見直しについて、IND Committee から諮問された部分について、法的側面から検討を加え加筆、修正を行った。

ICAO Annex 13 に関する IFALPA Statement に関して文言の加筆、修正を行った。Annex 8、Appendix 8 - Air Unmanned Aerial System(UAS)の修正についても議論を行ったが、2 日間の議論では時間不足の為、後日 E-Mail にて各 ALPA の意見を求められた。ALPA Japan としては変更された文言について修正等の必要なしとして発信をした。

<u>ALPA Japan から</u>今回特に時間を割いて報告した内容は、**①佐賀便労災問題の現状報告 ②JAL907 便管制官の裁判結果報告 ③JAL 整理解雇事件の報告と要請**を行った。

佐賀便裁判は、先のLEG Committee に於いてIFALPA Statement を要請し、会長名で発信をされた経緯もあるので、それに関して謝辞とその後について報告を行った。IFALPA Statement に関して裁判所から何らかの反応があったのかどうかと言う質問を受けた。

JAL 整理解雇事件については、その背景を含め説明を行った後に、ALPA Japan Legal 委員会からの要請として、IFALPA メンバーから励ましのメッセージの発信をしてくれるように依頼をした。それぞれ組織に持ち帰りメッセージの発信を行ってくれる旨了解を得た。

### 【次回 LEGAL Committee 開催地】

日程: 2012年10月23日~24日 場所: ダブリン、アイルランド